第3期愛知県障害福祉計画の進捗状況

1 地域生活移行についての数値目標に対する達成状況等

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

17. 10. 1現在の施設入所者数	4, 385人
目標値 26年度末までの地域生活移行者数	1, 316人

移行実績(18~25年度累計)と対目標比 545人 (41.4%)

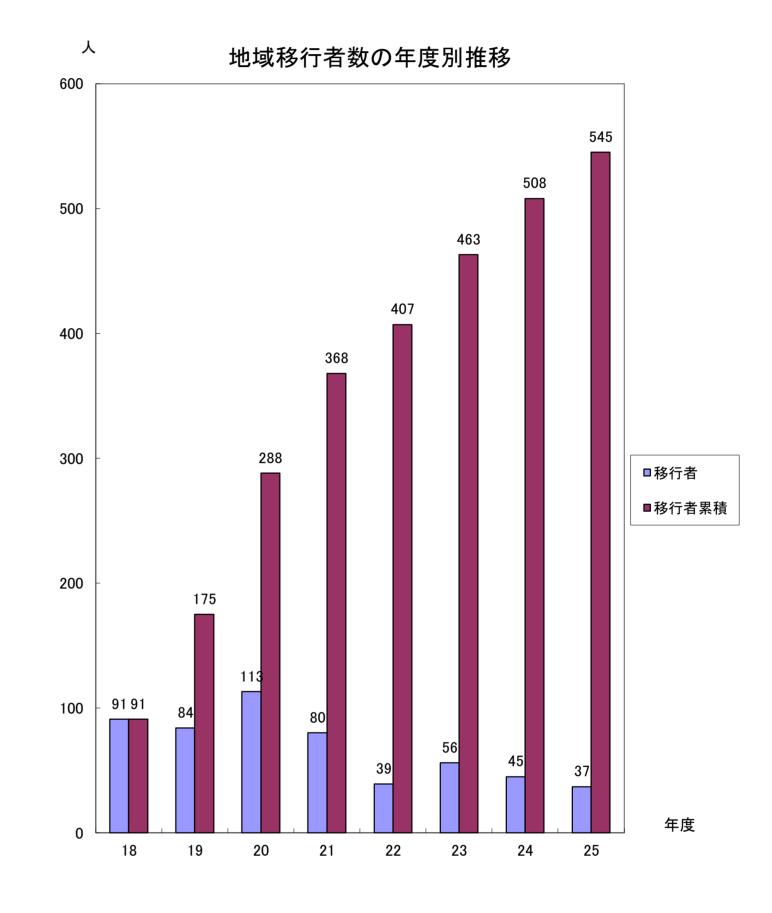
障害福祉計画の計画期間	1年目	2年目	3年目	合計	
第1期: 平成18年度~平成20年度	91	84	113	288	
第2期: 平成21年度~平成23年度	80	39	56	175	545
第3期: 平成24年度~平成26年度	45	37		82	

<平成25年度と第1期、第2期計画との地域生活移行状況の比較>

				地 域	移行		他施設 (障害)	他施設(高齢)	入院	死亡	合計	
		自宅	アパート	GH•CH	福祉ホーム	その他						計
	人 数	139	18	344	37	7	545	206	156	201	448	1,556
平成18~25年度 (累計)	割合	8.9%	1.2%	22.1%	2.4%	0.4%	35.0%	13.2%	10.0%	12.9%	28.8%	100%
	地域移行内割合	25.5%	3.3%	63.1%	6.8%	1.3%	100%					
								•				

	人数	6	0	30	1	0	37	13	22	29	47	148
平成25年度	割合	4.1%	0.0%	20.3%	0.7%	0.0%	25.0%	8.8%	14.9%	19.6%	31.8%	100%
	地域移行内割合	16.2%	0.0%	81.1%	2.7%	0.0%	100%					
平均年齢(歳)				35	44	61	55	53				
平均入所期間(年)						9	28	17	17	15		

		地域移行							他施設	入院	死亡	合計
		自宅	アパート	GH•CH	福祉ホーム	その他	計	(障害)	(高齢)	八所	96 C	口印
	人数	75	10	186	14	3	288	112	52	82	161	695
第 1 期	割合	10.8%	1.4%	26.8%	2.0%	0.4%	41.4%	16.1%	7.5%	11.8%	23.2%	100%
地域移行内割		26.0%	3.5%	64.6%	4.9%	1.0%	100%					
	人数	50	6	94	21	4	175	63	69	62	183	552
第 2 期 (平成21~23年度)	割合	9.1%	1.1%	17.0%	3.8%	0.7%	31.7%	11.4%	12.5%	11.2%	33.2%	100%
	地域移行内割合	28.6%	3.4%	53.7%	12.0%	2.3%	100%					
人 数	増 減	▲ 25	4	▲ 92	7	1	▲ 113	4 9	17	▲ 20	22	▲ 143
割合	増 減	▲ 1.7	▲ 0.3	▲ 9.8	1.8	0.3	▲ 9.7	▲ 4.7	5.0	▲ 0.6	10.0	0.0
合 計	人数	125	16	280	35	7	463	175	121	144	344	1,247
	割合	10.0%	1.3%	22.5%	2.8%	0.6%	37.1%	14.0%	9.7%	11.5%	27.6%	100%
	地域移行内割合	27.0%	3.5%	60.5%	7.6%	1.5%	100%					



【第3期計画期間 現状実績評価】

【現状と課題】

○平成20年度をピークに福祉施設から地域生活へ移行する人は減少傾向にある。

○これは、第1期障害福祉計画・第2期障害福祉計画を通じて、グループホーム・ケアホームの整備を始めとする地域生活への移行を進めた結果、移行が可能な方はすでに移行を果たされ、現在、施設に入所している方は、**高齢化や、障害の重度化**が進んだ方が多く(概数:障害支援区分6、5で約75%)(概数:平均年齢49才)、また、家族の高齢化などの家庭の事情により、地域生活への移行が困難な方の割合いためと推測される。

○グループホームは平成20年度末1,698人から、平成25年度末には3,461人と増加してきている。(県が目標とする平成26年度末のサービス提供量:平成22年度末2,266人の倍の4,532人)

△谷の取組の七向件】

□ 今後は、高齢化や、障害の重度化が進んだ方であっても、グループホームなどにおいて、地域生活支援事業や、自立支援給付の**訪問系**□ サービスなどを活用して、地域での継続した生活が可能となるような環境の整備に取り組む。

□ 地域生活への移行者数が減少傾向にある中で、今後、移行を推進していくためには、地域生活を継続するための一層の環境整備が必要であることから、県としてグループホームの整備や、運営に対する助成などを行うことにより、地域における住まいの場を確保していく。 □ 福祉型短期入所事業所における医療的ケアが必要な方の受入体制の強化に対して助成することにより、重症心身障害児・者の地域生活の支援を継続していく。

|の又彼を極続している。
|〇県自立支援協議会地域移行部会で検討を進めてきた「グループホーム整備促進支援制度」により、支援コーディネーターによる立ち上げか

ら運営までトータルに支援することによりグループホームの整備促進を進める。 IO平成26年4月1日から開始した**既存の戸建て住宅を活用したグループホーム等の整備**を各自治体にも働きかける。

□ 市町村における自立支援協議会を活用した相談支援体制のシステムづくりを進めるとともに、**県は相談支援に関するアドバイザーを活用**して広域的、専門的な事例に対応することなどにより、地域における**相談支援体制の充実**を図り、地域の障害福祉サービスのネットワーク化を進める。